

第89期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまにおかれましては、可能な限り、書面による議決権行使をお願い申し上げます。

開催日時

2021年6月22日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所

コンGRESクエア日本橋
2階 コンベンションホールAB

議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

ごあいさつ	1
第89期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 取締役6名選任の件	7
第3号議案 監査役1名選任の件	15
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	17
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	19
2. 会社の株式に関する事項	27
3. 会社の新株予約権等に関する事項	28
4. 会社役員に関する事項	28
5. 会計監査人の状況	32
6. コーポレート・ガバナンス体制について	34
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針	35
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告書	41



日水製薬株式会社

証券コード：4550

株主総会当日のお土産はございません。
何とぞご了承ください。

ごあいさつ



株主の皆さまには、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された方々および関係者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げますとともに、医療従事者、行政をはじめ感染の拡大防止にご尽力されている皆さまに深く感謝申し上げます。

さて、第89期連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の事業の経過およびその成果につきまして、ここにご報告申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

代表取締役社長執行役員

小野 徳哉

経営の基本方針

長期的に持続的成長をする企業

- ・品質向上を追求し、経営理念を全うすること
- ・時代の求める魅力ある個性的な製品を提供すること



イノベーションポリシー (Sustainable Innovation)

- ・企業として長期的な成長を目指すこと
- ・オープンイノベーションの中で新たなビジネスを生み出すこと
- ・既存の製品にIT技術を活用した新たなサービスを加え、グローバルに提供していくこと

株 主 各 位

東京都台東区上野三丁目24番6号

日水製薬株式会社

代表取締役
社長執行役員

小 野 徳 哉

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りまことにありがとうございます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月21日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月22日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋 2階 コンベンションホールAB

議決権行使につきまして、
3～4ページを必ずご一読ください。

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第89期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第89期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nissui-pharm.co.jp>）に掲載しておりますので、法令および当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類には、当該事項は記載しておりません。

- (1) 事業報告の以下の事項
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- (2) 連結計算書類の以下の事項
①連結株主資本等変動計算書
②連結注記表
- (3) 計算書類の以下の事項
①株主資本等変動計算書
②個別注記表

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきます。

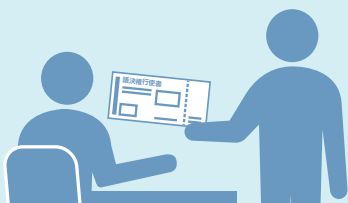
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nissui-pharm.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会終了後の中期経営計画説明会は中止とさせていただきます。

議決権行使についてのご案内

5 ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

● 株主総会への出席 ●



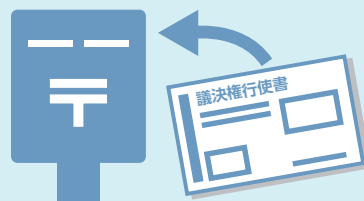
株主総会開催日時

2021年6月22日（火曜日）
午前10時〔受付開始 午前9時〕

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。
なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

● 書面による議決権行使 ●



行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

※各議案に対し賛否の表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

☎0120-782-031（平日午前9時から午後5時まで）

新型コロナウイルス感染防止に係る対応

新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止に係る対応として、第89期定時株主総会につきましては、昨年同様、「**書面による事前の議決権行使**」を株主の皆さまに強く推奨いたします。

株主の皆さまにおかれましては、ご自身ならびに周囲の方の安全確保を第一に、株主総会当日のご出席についてはご来場を可能な限りお控えいただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、株主総会においては、以下のような対応となりますことをあらかじめご承知おください。

（１）議事の簡素化による開催時間短縮

株主総会の円滑かつ短時間での進行のため、以下のとおり議事を簡素化いたします。

- ・出席役員を業務執行取締役および常勤監査役のみとする
- ・報告事項（監査報告を含む）の簡略化
- ・株主さまご質問を１名１問のみとする
- ・中期経営計画説明会の中止



体調の優れない方は
ご来場をお控えください

（２）体調不良者の入場拒否、退場要請

体調の優れない株主さまのご入場につきましては、お断りさせていただく場合がございます。

また、ご入場後であっても、議長判断によりご退場をお願いすることがございます。

（３）アルコール消毒

アルコール消毒剤を会場入口等に設置しております。
ご来場の際は積極的にご利用くださいますようお願い申し上げます。



株主さまのご体調により、
会場へのご入場をお断りする
場合がございます

（４）マスク着用

出席役員およびスタッフ全員がマスクを着用いたします。
また、株主さまにも可能な限りマスクのご着用をお願い申し上げます。

（５）ソーシャルディスタンス

株主さまの座席につきましては、席間距離を2mずつ空けて配置いたします。
他の株主さまとの接触は避けるようお願いいたします。

また、マスクを着用されていない株主さまのお席を指定させていただきます。



役員、スタッフはマスク
着用にて参加いたします

（６）事前質問の受付

当社ホームページにて、株主の皆さまからのご質問をお受けさせていただきます。詳しくは下記 URL もしくは QR コードよりご確認ください。

（７）情報開示

当社の中期経営計画ならびに最新の経営成績等に関しましては、当社ホームページにてお知らせさせていただきます。

そのほか、最新の対応状況につきましては、当社ホームページにて随時更新してまいります。
下記 URL もしくは QR コードよりご確認ください。

https://www.nissui-pharm.co.jp/ir/stocks_bonds/meeting.html



議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

- ①当社グループの事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加および削除するものであります。
- ②取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第2条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、試薬および化学薬品の製造、売買ならびに輸出入 2. 食品、飲料および調味料の製造、売買ならびに輸出入 3. 医療用具、医療用器材および衛生用品の製造、売買ならびに輸出入 4. 医薬品、医薬部外品、化粧品等の小売店の経営、店舗改装に関するコンサルティング業務 5. <u>健康、養生に関するサービスの提供</u> 6. <u>介護用品および介護機器の売買</u> 7. <u>老人および身体上または精神上の障害者に対する入浴、排泄、食事その他の介護ならびに介護に関する指導</u> 8. <u>ホームヘルパー育成のための研修および養成に関する業務</u> 9. <u>有料老人ホームの経営</u> (新設) (新設) (新設) 10. 臨床検査の受託業務 11. 各種食品・飲料、医薬品等の製造工場の環境衛生検査の受託業務およびコンサルティング (新設)	第2条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、試薬および化学薬品の製造、売買ならびに輸出入 2. 食品、飲料および調味料の製造、売買ならびに輸出入 3. 医療用具、医療用器材および衛生用品の製造、売買ならびに輸出入 4. 医薬品、医薬部外品、化粧品等の小売店の経営、店舗改装に関するコンサルティング業務 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) 5. <u>各種検査機器およびその関連機器の製造、売買ならびに輸出入</u> 6. <u>各種検査機器およびその関連機器の賃貸</u> 7. <u>本条第5号および第6号の対象機器に係る点検ならびに整備の請負</u> 8. <u>臨床検査の受託業務およびコンサルティング</u> 9. 各種食品・飲料、医薬品等の製造工場の環境衛生検査の受託業務およびコンサルティング 10. <u>水質、土壌、空気中の環境衛生検査の受託業務およびコンサルティング</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	11. ヒト細胞を含む生物細胞・組織の培養、保存または検査に用いる製品の製造、売買および輸出入
(新設)	12. ヒト細胞を含む生物細胞・組織の培養、保存または検査に関する業務の受託およびコンサルティング
12. 前各号に付帯関連する一切の事業	13. 前各号に付帯関連する一切の事業
(新設)	第25条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
第25条～第38条	第26条～第39条 (条数繰り下げ)

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役 小野徳哉、斎藤 伸、関口洋一、柴崎栄一、加藤和則、米倉淳一郎の6名が本総会終結の時をもって任期満了となり、うち取締役 関口洋一は退任となります。つきましては、新任候補者1名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における 地位および担当	取締役会出席比率
1	おの とくや 小野 徳哉 	代表取締役（社長執行役員）	100% (15回中15回)
2	さいとう しん 斎藤 伸 	取締役（執行役員 子会社担当兼営業本部長）	100% (15回中15回)
3	やました しんや 山下 伸也  	—	—
4	しばさき えいいち 柴崎 栄一   	取締役	93.3% (15回中14回)
5	かとう かずのり 加藤 和則   	取締役	100% (15回中15回)
6	よねくら じゅんいちろう 米倉淳一郎   	取締役	100% (12回中12回)

候補者番号

1

おの 徳哉
小野 徳哉

● 生年月日 1962年9月12日生（満58歳）

再任



略歴、地位、担当

1986年 4月	当社入社	2014年 4月	同代表取締役専務執行役員 営業・生産・研究部門管掌
2010年 6月	同執行役員 診断薬マーケティング部長	2014年 6月	同代表取締役社長執行役員 現在に至る
2011年 6月	同取締役執行役員 事業企画推進室長	2018年 5月	一般社団法人 日本臨床検査薬協会会長 現在に至る
2013年 4月	同取締役専務執行役員 事業企画推進室長		

● 所有する当社の株式の数
39,869株

● 重要な兼職
一般社団法人
日本臨床検査薬協会 会長

取締役候補者とした理由

小野徳哉氏は、主に診断薬事業部門を経て、2010年に執行役員に就任後、2011年より取締役執行役員、2013年より取締役専務執行役員、2014年より代表取締役社長執行役員を務めており、当社における経営全般の管理・監督機能を担ってまいりました。以上のことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

（注）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

さいとう
齋藤

しん
伸

● 生年月日 1962年6月22日生（満58歳）

再任



略歴、地位、担当

1985年 4 月	当社入社	2017年10月	同社へ転籍
2009年 4 月	同医薬営業部長	2018年 4 月	同社取締役医薬営業部長
2010年 6 月	同執行役員医薬マーケティング部長	2019年 6 月	当社取締役執行役員 営業本部長
2016年 6 月	日水製薬医薬品販売株式会社取締役営業部長	2020年 6 月	同取締役執行役員 子会社担当兼営業本部長 現在に至る

● 所有する当社の株式の数
6,265株

● 重要な兼職
なし

取締役候補者とした理由

齋藤 伸氏は、当社グループにおいて展開していた一般用医薬品に関する事業分野での営業部門の執行役員および取締役に務めた後、2019年より当社取締役執行役員を務めております。これまでの経験を活かし、当社における営業部門の管理・監督、ならびにグループ会社の経営状況の監督を行っております。以上のことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

（注）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

やました しんや
山下 伸也

● 生年月日 1959年6月30日生（満61歳）

新任

非業務
執行



略歴、地位、担当

1983年 4 月	日本水産株式会社入社	2020年 3 月	同社執行役員 技術開発部・商品開発部・中央研究所・食品分析部担当
1997年 4 月	同社中央研究所 医薬研究室長		
2007年 3 月	同社中央研究所長	2021年 3 月	同社執行役員 R&D部門管掌、食品分析部担当 現在に至る
2016年 6 月	同社執行役員 中央研究所長委嘱、東京イノベーションセンター担当		

● 所有する当社の株式の数
0株

● 重要な兼職
日本水産株式会社 執行役員
R&D部門管掌、食品分析部担当

取締役候補者とした理由

山下伸也氏は、当社の親会社である日本水産株式会社において執行役員として食品、医薬品の研究開発に係る経験と見識を有しており、その豊富な経験と見識を活かして当社の経営および研究開発に関する助言・監督等を行っていただくことを期待しております。以上のことから、非業務執行取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山下伸也氏は、当社の親会社である日本水産株式会社の執行役員R&D部門管掌、食品分析部担当です。なお、同氏は日本水産株式会社にて2021年6月25日付け開催される第106期定時株主総会において、取締役執行役員ファインケミカル事業執行委嘱、R&D部門管掌に選任予定です。

候補者番号

4

しばさき
柴崎

えいいち
栄一

● 生年月日 1956年5月24日生（満65歳）

再任

社外

独立
役員



略歴、地位、担当

1984年 4月	東京地方検察庁検事
1988年 4月	浦和地方検察庁検事
1989年 3月	浦和地方検察庁検事退官
1989年 4月	弁護士登録 現在に至る
1997年 6月	当社社外監査役
2009年 6月	同社外取締役 現在に至る

● 所有する当社の株式の数
101,138株

● 重要な兼職
弁護士

社外取締役候補者とした理由

柴崎栄一氏は、長年にわたり法律事務所を運営し、弁護士として法的な知識と経験を有しており、専門家として客観的視点から会社の経営に関する助言ならびに監督等を行っております。また、当社の社外取締役および非業務執行取締役によって構成される社外取締役会議ならびに指名・報酬委員会において議長および委員長を務めております。当社は同氏に対し、弁護士としての知識と経験に基づく企業戦略とコンプライアンスの調和、法令に基づく企業防衛に関する助言を行うことを期待しております。以上のことから、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

なお、柴崎栄一氏は、本総会終結の時をもって、社外監査役に就任した後12年、社外取締役に就任した後12年通算24年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 柴崎栄一氏は、社外取締役候補者です。

候補者番号

5

かとう かずのり
加藤 和則

● 生年月日 1963年3月9日生（満58歳）

再任

社外

独立
役員

略歴、地位、担当

1999年 5 月	国立がんセンター研究所 薬効試験部室長	2011年 4 月	東洋大学 理工学部 教授 現在に至る
2002年 4 月	札幌医科大学 医学部 助教授	2011年 4 月	順天堂大学大学院 医学研究科 客員教授
2009年 5 月	順天堂大学 医学部 准教授	2016年 6 月	当社社外取締役 現在に至る

- 所有する当社の株式の数
0株

- 重要な兼職
東洋大学
理工学部 教授

社外取締役候補者とした理由

加藤和則氏は、長年にわたり大学や研究機関において基礎医学・臨床医学分野の研究を行っており、当社が標榜する「オープンイノベーション」による大学や研究機関、ベンチャー企業との共同研究・共同開発等への助言・監督等を主に行っております。当社は同氏に対し、これまでの産学連携の共同開発研究の経験を生かして、再生医療等製品や検査薬製品に関する国内外の市場ニーズ等の情報提供および助言、ならびに前述の「オープンイノベーション」推進に係る新たなシーズ探索や実用化開発に関する助言を期待しております。以上のことから、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

なお、加藤和則氏は、本総会終結の時をもって、社外取締役に就任した後5年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 加藤和則氏は、社外取締役候補者です。

候補者番号

6

よねくらじゅんいちろう

米倉淳一郎

● 生年月日 1981年3月13日生（満40歳）

再任

社外

独立
役員



● 所有する当社の株式の数
0株

● 重要な兼職

株式会社コーポレートディレクション
Executive Consultant,
Group Board Member

国立大学法人東京医科歯科大学
オープンイノベーション機構
クリエイティブアソシエイト

略歴、地位、担当

2008年 4 月	株式会社コーポレートディレクション入社	2020年 6 月	当社社外取締役 現在に至る
2015年 1 月	同社プリンシパル	2020年 6 月	株式会社コーポレートディレクション
2017年 6 月	リーダー電子株式会社 社外取締役		Executive Consultant, Group Board Member
2019年 4 月	国立大学法人東京医科歯科大学オープンイノベーション機構 クリエイティブアソシエイト 現在に至る		現在に至る

社外取締役候補者とした理由

米倉淳一郎氏は、現任である経営コンサルタントとしての知識と経験、また国立大学法人東京医科歯科大学オープンイノベーション機構における産学連携に係る見識を有しており、これらの豊富な経験と見識は当社の経営への助言・監督ならびに当社が標榜する「オープンイノベーション」のさらなる推進に寄与しうるものと考えております。当社は同氏に対し、当社取締役会等の場において、アカデミアや他社との連携を通じた事業戦略策定ならびに事業展開に関する助言を行うことを期待しております。以上のことから、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

なお、米倉淳一郎氏は、本総会終結の時をもって、社外取締役に就任した後1年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 米倉淳一郎氏は、社外取締役候補者です。

- (注) 1. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結できる旨定款に規定しており、その内容の概要は、当該取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、法令が定める額を限度として損害賠償責任を負い、その責任限度が認められるのは、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られるとするものです。当社は、柴崎栄一、加藤和則および米倉淳一郎の3氏との間で当該契約を締結しており、3氏が取締役に選任された場合は、引き続き同様の契約を締結する予定です。また、山下伸也氏が新たに非業務執行取締役に選任された場合も、同様の契約を締結する予定です。
2. 当社は、柴崎栄一、加藤和則および米倉淳一郎の3氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。
3. （ご参考）当社の取締役は、当社の親会社である日本水産株式会社が保険会社と締結した、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約の被保険者です。当該保険契約においては、被保険者が職務の執行に関し負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金及び訴訟費用等の損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）の損害を填補することとしております。各候補者は、再任または選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時にも引き続き当該保険契約の被保険者とするを予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 斎藤 仁氏が本總會終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者

みさか

しげたか

三坂 成隆

● 生年月日 1956年12月7日生（満64歳）

新任

社外

独立役員



- 所有する当社の株式の数
0株
- 重要な兼職
株式会社エイアンドティー
相談役

略歴、地位			
1981年 4 月	徳山曹達株式会社（現 株式会社トクヤマ）入社	2011年 4 月	同社執行役員 マレーシア計画推進本部副本部長兼ポリシリコン営業部長
1996年 6 月	株式会社エイアンドティーへ 出向（2014年3月に転籍）	2013年 1 月	同社執行役員 特殊品部門副 部門長兼T・M事業改革プロ ジェクトグループリーダー
1999年 7 月	株式会社トクヤマ帰任		
2010年 4 月	同社理事 ポリシリコン営業 部長	2014年 3 月	株式会社エイアンドティー代 表取締役社長 国際本部長・ 中国事業推進室管掌
		2021年 3 月	同社相談役 現在に至る

社外監査役候補者とした理由

三坂成隆氏は、化学・臨床診断薬業界において長年にわたる経営者としての経験を有するとともに、海外事業展開に関しても豊富な見識を有しており、これらの経験・見識を当社の経営の監査に活かしていただくことを期待しております。以上のことから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三坂成隆氏は、社外監査役候補者です。

- (注) 1. 当社は、監査役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結できる旨定款に規定しており、その内容の概要は、当該監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、法令が定める額を限度として損害賠償責任を負い、その責任限度が認められるのは、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られるとするものです。当社は、三坂成隆氏が監査役に選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定です。
2. 三坂成隆氏が社外監査役に選任された場合は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. (ご参考) 当社の監査役は、当社の親会社である日本水産株式会社が保険会社と締結した、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約の被保険者です。当該保険契約においては、被保険者が職務の執行に関し負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金及び訴訟費用等の損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）の損害を填補することとしております。三坂成隆氏が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時にも引き続き当該保険契約の被保険者とするを予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

社外監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

候補者

まえかわ
前川

ゆか
由香

● 生年月日 1975年12月4日生（満45歳）

● 所有する当社の株式の数
0株

● 重要な兼職
弁護士

略歴、地位

1998年 4 月

国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社

2011年 2 月

埼玉弁護士会入会

2005年10月

弁護士登録 東京弁護士会入会
法律事務所 で外国法やM&A
に関連する業務に携わる

2013年 4 月

埼玉弁護士会 弁護士業務妨害対策委員 現在に至る

2015年 4 月

埼玉弁護士会 常議員

補欠の社外監査役候補者とした理由

前川由香氏は、弁護士として法的知識と経験を有しており、特に会社法やM&A、企業法務に関する豊富な経験と見識を当社の経営の監査に活かしていただくことを期待しております。以上のことから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、補欠の社外監査役候補者といたしました。

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 前川由香氏は、補欠の社外監査役候補者です。

- (注) 1. 当社は、監査役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結できる旨定款に規定しており、その内容の概要は、当該監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、法令が定める額を限度として損害賠償責任を負い、その責任限度が認められるのは、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られるとするものです。当社は、前川由香氏が社外監査役に就任した場合は、同様の責任限定契約を締結する予定です。
2. 前川由香氏が社外監査役として就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. (ご参考) 当社の監査役は、当社の親会社である日本水産株式会社が保険会社と締結した、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約の被保険者です。当該保険契約においては、被保険者が職務の執行に関し負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金及び訴訟費用等の損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）の損害を填補することとしております。前川由香氏が社外監査役として就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

事業報告

2020年4月1日から2021年3月31日まで

1 企業集団の現況に関する事項

■ (1) 事業の経過およびその成果

当社グループでは経営方針として掲げている「長期的に持続的成長をする企業」の実現に向けて、現中期経営計画の重要課題として挙げた「利益ある成長」「新たな企業イメージ醸成」「ステークホルダーへの還元」に対して、事業の拡大、原価低減・業務効率化等のコスト削減、異業種テクノロジーの活用を推進いたしました。

当事業年度における国内外の市場環境は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の収束見通しが立たない状況が続き、同感染症の影響による国内での緊急事態宣言、海外でのロックダウン等により非常に苦戦を強いられる状況となりましたが、上記の活動を通じて、当事業年度の単体での売上高は前年比22.6%増となりました（前年比は2020年4月1日付で譲渡した肝臓加水分解物事業の経営成績を除いて算定）。

連結経営成績では、当事業年度の売上高は前年同期に比べ3億88百万円（3.0%）減少し123億84百万円となりました。利益面におきましては、営業利益は前年同期に比べ3億51百万円（30.7%）減少し7億93百万円、経常利益は前年同期に比べ46百万円（4.7%）減少し9億44百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期に比べ2億46百万円（61.3%）増加し6億48百万円となりました。なお、前事業年度の経営成績には譲渡した日水製薬医薬品販売株式会社の経営成績を含んでおります。

■ コロナ禍における当社事業分野ごとの取り組みと売上推移（ご参考）

新型コロナウイルス検出用PCR試薬および同検査用機器の拡売を進めることで、特に国内市場向けの臨床診断薬分野において売上を大きく伸長することができました。

※1. Ampdirect™は株式会社島津製作所の登録商標です。

※2. TRCReady®は日本およびその他の国における東ソー株式会社の登録商標です。

体外診断用医薬品
「TRCReady® SARS-CoV-2」発売
(東ソー製 新型コロナウイルス検出試薬)

2020年8月

研究用試薬
「2019新型コロナウイルス検出試薬キット」
発売（島津製作所製）

2020年4月

第1四半期

第2四半期

2021年3月期
単体売上高
123億84百万円
(前期比22.6%増)

売上高および前年同期比（単体）

単位：百万円

事業分野	1Q	1Q～2Q	1Q～3Q	1Q～4Q
① 国内市場向け 臨床診断薬 (コロナ関連)	192	716	1,668	2,868
② 国内市場向け 臨床診断薬 (既存)	937	2,243	3,690	5,097
③ 国内市場向け 産業検査薬	723	1,629	2,460	3,266
④ 海外市場向け 製品等	275	550	781	1,151
全体	2,129 (91.8%)	5,139 (102.1%)	8,602 (115.2%)	12,384 (122.6%)

※前年同期比の数値は、2020年4月1日付けで譲渡した肝臓加水分解物事業の経営成績を除いて算出しております。

2020年9月

体外診断用医薬品
「Ampdirect™ 2019-nCoV検出キット」発売
(島津製作所製 新型コロナウイルス検出試薬)

①

②

③

④

第3四半期

2021年1月

第4四半期

コンパクトドライ®YMR
AOAC認証取得

環境検査用
「新型コロナウイルス拭取り検出キット」発売
(島津製作所製)

体外診断用医薬品
「カルプロテクチン POCT モチダ」発売
(三洋化成工業製 潰瘍性大腸炎の診断補助)

2021年3月

2021年3月

当期実績（連結）

売上高
123億84百万円

営業利益
7億93百万円

経常利益
9億44百万円

親会社株主に帰属する
当期純利益
6億48百万円

▶ 診断薬事業

＜臨床診断薬＞

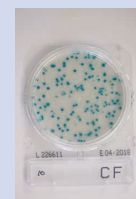
診断用薬の製造、仕入、販売および検査用機器・器材他の仕入、販売をしております。



Ampdirect™
2019-nCoV検出キット
(島津製作所)

＜産業検査薬＞

食品・環境分野における検査用薬の製造、仕入、販売および検査用機器・器材他の仕入、販売をしております。



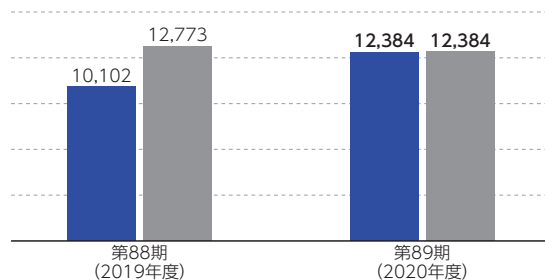
菌数測定用乾式
簡易培地
コンパクトドライ®
「ニッスイ」CF

※ 1 Ampdirect™は株式会社島津製作所の登録商標です。

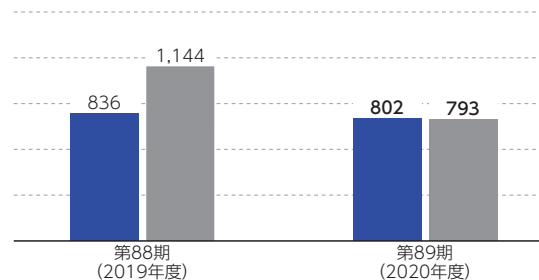
※ 2 TRCReady®は日本およびその他の国における東ソー株式会社の登録商標です。

決算ハイライト※ 通期 ■ 個別 ■ 連結 (単位：百万円)

売上高



営業利益



<診断薬事業>

国内販売では、基幹病院や検査センター、食品企業や製薬企業へ向けてWebを介した会議・セミナーを開催し、検査機器、各種試薬、培地類の営業活動を展開するとともに、製品の使用方法動画・PRビデオを動画共有サイトに掲載し、製品のさらなる拡売に努めました。

国内基幹病院や検査センターへの販売は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）PCR検査薬「Ampdirect™ 2019-nCoV検出キット」（株式会社島津製作所）および「TRCReady® SARS-CoV-2」（東ソー株式会社）の拡売が第2四半期会計期間から大きく寄与しております。また、食品・製薬企業への販売も、第4四半期会計期間の売上は第2、第3四半期会計期間同様に回復傾向を維持しております。

海外販売については、依然として厳しい経済状況が続いている面もありますが、第1四半期会計期間に比べ第4四半期会計期間の売上は回復傾向を見せております。

なお、連結経営成績につきましては、前事業年度の経営成績に譲渡した日水製薬医薬品販売株式会社（現：健創製薬株式会社）の経営成績が含まれること、ならびに社外導入品の売上構成比増により原価率が上昇したことなどにより、前年同期に比べ売上高、営業利益、経常利益が減少しております。



TRCReady® SARS-CoV-2
(東ソー)



自動遺伝子検査装置
TRCReady®-80
(東ソー)



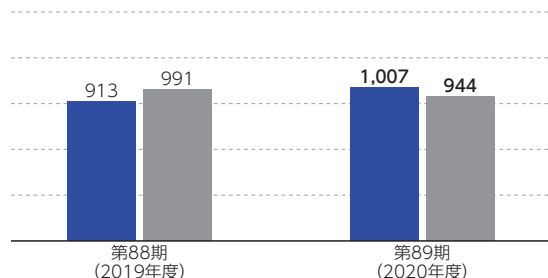
マイコプラズマ
遺伝子検出キット
Mycro Finder®



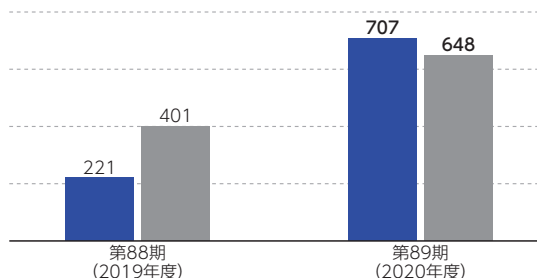
大腸菌群検査用培地
デゾキシコレート培地（顆粒）
「ニッスイ」

※個別の経営成績につきましては、2020年4月1日付けで譲渡した肝臓加水分解物事業の経営成績を除いた数値を記載しております。

経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



■ (2) 対処すべき課題

当社グループでは、経営方針として「長期的に持続的成長をする企業」を掲げております。

昨今の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の時世下において、今後を見据え新たな事業スタイルを模索し、“NEW NORMAL”に向けた体制強化を進めております。

事業活動を推進するうえで目指す方向性を明確化し、社会に還元する価値を創造することで、ステークホルダーの価値創造を支援してまいります。

Key Word

オープンイノベーション
の中で新たなビジネスを
生み出す

オンラインでグローバル
にサービスや規格を提供
していく

日水製薬の事業活動

事業拡大

【既存事業】

感染症領域の拡大

- ・臨床診断薬
- ・産業検査薬
(食品・医薬品)

精度管理事業



全自動迅速同定・
感受性測定装置ライサス S4

コスト削減

【リエンジニアリング】

既存製品の原材料変更・工程改良等を実施し、生産効率化および原価低減を推進

- ・資材変更と工程改良
- ・生産効率化と原価低減

異業種 テクノロジー

【オープンイノベーション】

NeyeSによる新たなシーズ探索
大学発ベンチャー等との共同研究

【EC・オンラインビジネス】

- 電子商取引
- ネットマーケティング施策
- ・バーチャル展示会
- ・SNSの活用

経営方針 長期的に持続的成長をする企業

【新規事業】

再生医療関連

- ・細胞培養の受託
- ・細胞安全性に関する検査のコンサルティング

グローバル展開

- ・欧州子会社
- ・海外代理店の拡大



目指す方向性

■ 利益ある成長

既存事業の拡大・伸長



※コロナカウンターグローバルサービス「@BactLAB™」
(AIを活用した菌数測定アプリ)

■ 新たな企業イメージの醸成

CSVとSDGsへの貢献

日水製薬の

**Creating
Shared
Value**

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

■ ステークホルダーへの還元

安定配当



■ (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は1億30百万円で、診断薬製造設備の購入などを行いました。

■ (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

■ (5) 財産および損益の状況の推移（連結）

区 分	第 86 期 (2017年度)	第 87 期 (2018年度)	第 88 期 (2019年度)	第 89 期 (2020年度)
売上高 (百万円)	12,329	12,549	12,773	12,384
営業利益 (百万円)	1,427	1,312	1,144	793
経常利益 (百万円)	1,535	1,385	991	944
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百 万 円)	1,175	784	401	648
1株当たり 当期純利益 (円)	52.50	35.05	17.95	28.95
総資産 (百万円)	35,809	35,901	35,203	35,813
純資産 (百万円)	32,974	32,827	32,176	32,480

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第87期の期首から適用しており、第86期の総資産につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

■ (6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

日本水産株式会社は、当社の議決権の56.0%（間接所有を含む）を所有する親会社であり、当社は同社からの商品の仕入れ、ならびに同社への製品および商品の販売を行っております。

また、同社のグループ金融制度に参加しております。

②親会社との間の取引に関する事項

- ・製品および商品の販売については、市場価格等を勘案し価格交渉のうえ、一般の取引条件と同様に決定しております。
- ・商品の仕入れについては、市場価格等を勘案し価格交渉のうえ、一般の取引条件と同様に決定しております。
- ・グループ金融制度については、当社、日本水産株式会社の間で基本契約を締結し、利息については市場金利を勘案し決定しております。
- ・当社取締役会は、これらの取引が当社の社内規程に基づき親会社から独立して最終的な意思決定を行っていることから、当社の利益を害するものではないと判断しております。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Nissui Pharma Solution	310千ユーロ	100%	欧州における再生医療分野製品・サービスの展開

(注) 2020年4月1日付けで、連結子会社の日水製薬医薬品販売株式会社（現：健創製薬株式会社）の全株式を譲渡いたしました。

■ (7) 主要な事業所および工場等（連結）

2021年3月31日現在

事業所名	所在地
当社本社	東京都台東区上野三丁目24番6号
工場	診断薬工場（茨城県結城市）、原薬工場（埼玉県久喜市）
研究所	茨城県結城市
物流センター	茨城県結城市
子会社本社	Nissui Pharma Solution：フランス共和国 パリ

(注) 営業拠点については事業効率向上のため2020年度中にすべて閉鎖いたしました。

■ (8) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

区 分	従業員数	平均年齢
男 性	200名	45.7歳
女 性	50名	39.3歳
合計または平均	250名	44.4歳

(注) 上記のほか、臨時雇用員35名がおります。

②女性の活躍推進に関する状況（ご参考）

女性管理職比率	11.6%
過去3年間の新卒採用に占める女性の割合	35.1%

■ (9) 主要な借入先

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

■ (1) 株式の状況

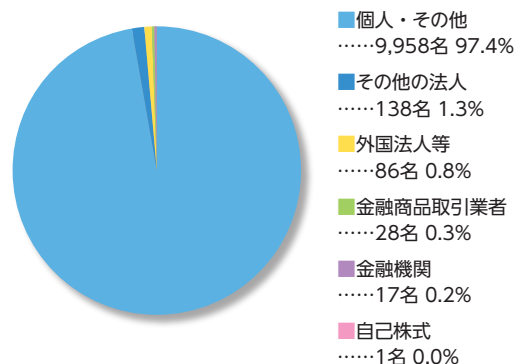
- ① 発行可能株式総数 44,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,394,341株 (自己株式152,799株を控除済み)
- ③ 株主数 10,228名
- ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本水産株式会社	12,106,202	54.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	627,900	2.8
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (信託口)	547,900	2.4
日水物流株式会社	273,053	1.2
日水製菓みのり持株会	195,754	0.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	128,300	0.6
日水製菓役員持株会	105,780	0.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口1)	101,200	0.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	99,900	0.4
損害保険ジャパン株式会社	99,800	0.4

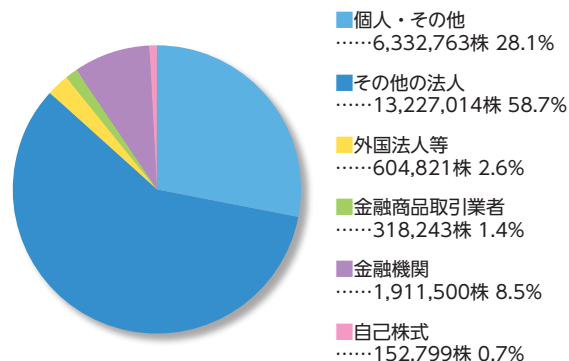
(注) 当社は自己株式を152,799株 (0.7%) 保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、上記大株主の持株比率は当該自己株式を控除し算出しております。

■ (2) 株式の分布状況

[所有者別分布状況]



[所有株式数別分布状況]



3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

2021年3月31日現在

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
小 野 徳 哉	代表取締役（社長執行役員）	一般社団法人 日本臨床検査薬協会 会長
斎 藤 伸	取 締 役（執行役員 子会社担当兼営業本部長）	
関 口 洋 一	取 締 役	日本水産株式会社 取締役常務執行役員 ファインケミカル事業執行委嘱 公益財団法人 日本健康栄養食品協会 理事
柴 崎 栄 一	取 締 役	弁護士
加 藤 和 則	取 締 役	東洋大学 理工学部 教授
米 倉 淳一郎	取 締 役	株式会社コーポレートディレクション Executive Consultant, Group Board Member 国立大学法人東京医科歯科大学 オープンイノベーション機構 クリエイティブアソシエイト
土 岐 和 平	監 査 役（常勤）	
田 山 毅	監 査 役	公認会計士、税理士 株式会社免疫生物研究所 社外監査役
斎 藤 仁	監 査 役	ビーエムディー株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役 関口洋一氏は、非業務執行取締役です。
2. 取締役 柴崎栄一氏、加藤和則氏および米倉淳一郎氏は、社外取締役です。
3. 監査役 田山 毅氏および斎藤 仁氏は、社外監査役です。
4. 監査役 田山 毅氏は、公認会計士および税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりです。
取締役 谷津精一 2020年6月19日 任期満了により退任
取締役 安島孝知 2020年6月19日 任期満了により退任
6. 取締役 柴崎栄一氏、加藤和則氏および米倉淳一郎氏ならびに監査役 田山 毅氏および斎藤 仁氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

■ (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および非業務執行取締役ならびに監査役全員と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、その内容の概要は、当該役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、法令が定める額を限度として損害賠償責任を負い、その責任限度が認められるのは、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られるとするものです。

■ (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項（ご参考）

当社の取締役および監査役は、当社の親会社である日本水産株式会社が保険会社と締結した、同社および同社子会社の取締役、監査役、執行役員、会計監査人、重要な使用人を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約の被保険者です。当該保険契約においては、被保険者が職務の執行に関し負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟および会社訴訟において発生する損害賠償金および訴訟費用等の損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）の損害を填補することとしております。

■ (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を指名・報酬委員会（委員長 柴崎栄一氏）による答申に基づき当社取締役会決議にて定めており、その概要は以下のとおりです。

また、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会が原案について検討を行っており、当社取締役会も下記方針に基づき決定されているものと判断しております。なお、非金銭報酬等は導入しておりません。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて外部機関の客観的な評価データおよび同業他社の評価データを参考にしながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、各事業年度の連結売上高および営業利益に一定の割合を乗じた額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。業績指標と業績指標に対する割合は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で見直しを行うものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の額（業績連動報酬）とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をつけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	株主総会決議日	役員報酬に関する決議の概要	決議日時点の 役員の員数 (人)
取締役 (うち社外取締役)	2009年6月24日	年額3億円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）とする	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	2007年6月26日	年額1億円以内とする	4 (2)

③取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	142 (36)	118 (36)	23 (-)	-	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	27 (12)	27 (12)	-	-	3 (2)

- (注) 1.取締役の報酬等の総額および業績連動報酬等には当事業年度に係る取締役賞与引当金12百万円を含んでおります。
- 2.当事業年度末現在の取締役は6名（うち社外取締役は3名）です。上記取締役の員数と相違しておりますのは、2020年6月19日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役は1名）が含まれているためです。
- 3.当事業年度の業績連動報酬等は、単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、連結売上高および営業利益を業績指標とし、当該業績指標の目標達成度に応じて支払われる金銭報酬です。なお、各事業年度における業績指標の実績は25ページの「財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
- 4.取締役の個人別の報酬等（基本報酬および業績連動報酬等）は、代表取締役社長執行役員 小野徳哉氏が取締役会より委任を受けて決定しております。
- 5.前項の権限を委任した理由は、各取締役の各種評価指標に対する評価、会社業績などを総合的に勘案し決定できると判断したためです。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得る等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等の額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

■ (5) 社外役員等に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役 加藤和則氏は、東洋大学 理工学部の教授です。なお、同大学と当社との間には特別な関係はありません。

取締役 米倉淳一郎氏は、株式会社コーポレートディレクションのExecutive Consultant, Group Board Memberおよび国立大学法人東京医科歯科大学オープンイノベーション機構のクリエイティブアソシエイトです。なお、同社および同機構と当社との間には特別な関係はありません。

監査役 田山 毅氏は、株式会社免疫生物研究所の社外監査役です。なお、同社と当社との間には特別な関係はありません。

監査役 斎藤 仁氏は、ビーエムディー株式会社の代表取締役です。なお、同社と当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における社外取締役の主な活動状況

氏 名	取締役会の出席状況	指名・報酬委員会の出席状況	主な活動
柴崎 栄一	93.3% (15回中14回)	100% (16回中16回)	・ M&Aにおける法的視点からの助言 ・ 企業内ガバナンスに関する助言 ・ 取引における担保の確保に関する助言 ・ 指名・報酬委員会 委員長
加藤 和則	100% (15回中15回)	100% (16回中16回)	・ 研究開発に関する助言、情報提供 ・ 「NeyeS」 会議への参加 ・ 取締役の指名および報酬の決定方針と算定根拠となる経営指標等についての助言
米倉 淳一郎	100% (在任中開催の12回中12回)	100% (16回中16回)	・ 他社提携方針およびスキーム決定に係る助言 ・ 取締役の指名および報酬の決定方針と算定根拠となる経営指標等についての助言

取締役 柴崎栄一氏は、主に弁護士として得た専門的見地から発言を行っております。当事業年度においては、M&Aにおける法的視点からの助言や企業内ガバナンスに関する助言、取引に関する担保の確保についての助言などを行うとともに、指名・報酬委員会の委員長を務めました。

取締役 加藤和則氏は、長年にわたる大学や研究機関での研究の経験、見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。当事業年度においては、再生医療等製品や検査薬製品に関する基礎研究および実用化研究に関する大学・研究機関・企業などの情報提供を行い、共同研究や導入製品開発などの助言、新型コロナウイルスに対する検査試薬の研究開発、競合製品、市場ニーズなどに関して国内外の情報提供や助言を行いました。また、これまでの産学連携の共同開発研究の経験を生かして、オープンイノベーション戦略においては、日水製薬オープンイノベーションプログラム「NeyeS」会議に参加し、新たなシーズ探索や実用化開発について助言を行いました。

取締役 米倉淳一郎氏は、経営コンサルタントとしての経験、見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。当事業年度においては、他社提携に係る方針およびスキームの決定についての専門的な知見に基づく助言、指名・報酬委員会における取締役の指名および報酬の決定方針の決定について他社事例の知見等に基づく助言などを行いました。

上記の社外取締役および非業務執行取締役 関口洋一氏の4名は、指名・報酬委員会（委員長 柴崎栄一氏）を16回開催し、取締役等の指名および報酬の決定方針に係る答申を取締役に對し行うため、意見交換・情報共有に基づく積極的な討議を行っております。当事業年度においては、主に取締役の報酬額の決定方針の決定、ならびに他社ベンチマークの選定、業績連動報酬等の算定根拠となる経営指標等について、情報収集ならびに協議を行いました。

③当事業年度における社外監査役の主な活動状況

氏 名	取締役会の出席状況	監査役会の出席状況	主な活動
田山 毅	100% (15回中15回)	100% (24回中24回)	公認会計士、税理士として得た専門的見地から発言
斎藤 仁	100% (15回中15回)	100% (24回中24回)	長年にわたり臨床診断薬業界において培った経営者としての経験と見識をもって発言

監査役 田山毅氏は、主に公認会計士、税理士として得た専門的見地から発言を行っております。
 監査役 斎藤仁氏は、長年にわたり臨床診断薬業界において培った経営者としての経験と見識をもって発言を行っております。

5 会計監査人の状況

■ (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

■ (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等

31百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31百万円

(注) 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

■ (3) 会計監査人の報酬等について監査役会の同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、前事業年度の監査計画・監査の遂行状況、当該事業年度の報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準と判断し、同意いたしました。

■ (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

■ (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査能力、職務執行の状況などを勘案し、継続して職務を執行することについて重大な疑義が生じた場合、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に付議する方針です。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められたときは、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

■ (6) 会計監査人の評価基準

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が2017年10月13日改定した「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、7分類（監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、グループ監査、不正リスク）の関連する事項についてEY新日本有限責任監査法人に実施報告を求め評価しております。

また、2020年7月付けで公表された金融庁公認会計士・監査審査会の検査結果の報告等を活用して評価しております。

■ (7) 会計監査人の再任理由

当社は現任の会計監査人から適時に監査品質に関する報告を求めるとともに、監査法人のガバナンス・コードへの対応状況についても評価し計画通りに進んでいると判断したため、第90期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の事業年度における当社の会計監査人は現任を再任することにいたしました。

■ (8) 責任限定契約の内容の概要

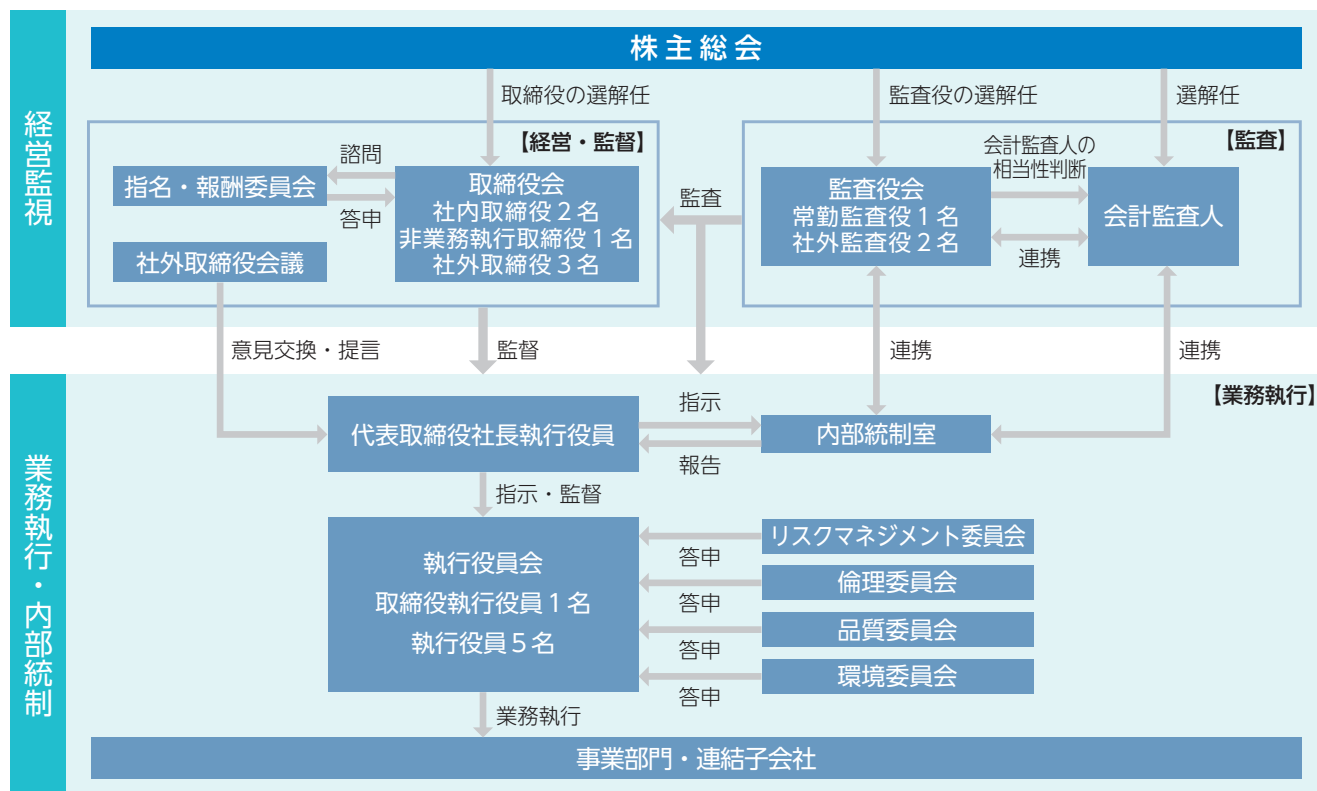
該当事項はありません。

6 コーポレート・ガバナンス体制について

当社グループは、企業価値の向上を目指し、業務を適正かつ効率的に行うとともに、適法で透明性の高い経営を実現するための体制を整備し、必要な施策を実施していくことが重要と考えております。そのため、役職員の職務執行が法令または定款等に違反しないための法令遵守体制、会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、それぞれの整備、維持に努めております。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。

2021年3月31日現在



7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力向上による株主の皆さまへの利益還元を、企業経営の重要な使命と認識しております。利益配分は、安定的な配当継続を重視することとしております。

2021年3月期におきましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により国内・海外の営業活動が影響を受けたものの、同感染症のPCR検査薬の迅速かつ安定的な供給を図った結果、当該検査薬の販売が売上に寄与しました。

つきましては、普通配当を15円00銭にするとともに、当該PCR検査薬の販売による利益については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により厳しい環境に置かれている株主様に還元し、また先に廃止した株主優待を配当の形として還元するため、特別配当5円00銭を加え、20円00銭（年間で30円00銭、配当性向103.6%）の期末配当を実施させていただきます。

■ 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき20円00銭（普通配当15円00銭、特別配当5円00銭）

総額 447,886,820円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月8日

連結計算書類

連結貸借対照表

[単位：百万円]

科 目	当連結会計年度末 2021年3月31日現在
資産の部	
流動資産	30,400
現金及び預金	4,461
受取手形及び売掛金	3,747
商品及び製品	1,077
仕掛品	313
原材料及び貯蔵品	686
関係会社預け金	19,965
その他	147
貸倒引当金	△0
固定資産	5,413
有形固定資産	3,274
建物及び構築物	694
機械装置及び運搬具	353
土地	2,118
リース資産	10
建設仮勘定	14
その他	83
無形固定資産	77
ソフトウェア	70
リース資産	1
その他	5
投資その他の資産	2,061
投資有価証券	1,752
繰延税金資産	62
その他	246
貸倒引当金	△0
資産合計	35,813

科 目	当連結会計年度末 2021年3月31日現在
負債の部	
流動負債	2,948
買掛金	2,162
リース債務	4
未払法人税等	199
未払消費税等	28
賞与引当金	236
役員賞与引当金	12
その他	304
固定負債	384
退職給付に係る負債	1
リース債務	8
預り保証金	372
その他	1
負債合計	3,333
純資産の部	
株主資本	32,332
資本金	4,449
資本剰余金	5,378
利益剰余金	22,604
自己株式	△100
その他の包括利益累計額	148
その他有価証券評価差額金	149
為替換算調整勘定	△0
純資産合計	32,480
負債及び純資産合計	35,813

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

[単位：百万円]

	当連結会計年度 2020年 4月 1 日から 2021年 3月31日まで
売上高	12,384
売上原価	8,186
売上総利益	4,197
販売費及び一般管理費	3,404
営業利益	793
営業外収益	207
受取利息及び配当金	92
投資有価証券売却益	36
業務受託料	25
デリバティブ評価益	18
その他	34
営業外費用	55
支払利息	0
持分法による投資損失	52
投資有価証券売却損	2
為替差損	0
その他	0
経常利益	944
特別損失	12
固定資産売却損	0
固定資産処分損	0
投資有価証券評価損	11
税金等調整前当期純利益	932
法人税、住民税及び事業税	285
法人税等調整額	△1
当期純利益	648
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	648

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

[単位：百万円]

科 目	当事業年度末 2021年3月31日現在
資産の部	
流動資産	30,374
現金及び預金	4,437
受取手形	23
売掛金	3,724
商品及び製品	1,077
仕掛品	313
原材料及び貯蔵品	686
前払費用	67
関係会社預け金	19,965
未収入金	21
未収収益	15
リース投資資産	37
その他	4
貸倒引当金	△0
固定資産	5,419
有形固定資産	3,274
建物	689
構築物	5
機械装置	353
車両運搬具	0
工具器具備品	83
土地	2,118
リース資産	10
建設仮勘定	14
無形固定資産	77
ソフトウェア	70
リース資産	1
その他	5
投資その他の資産	2,067
投資有価証券	1,640
関係会社株式	111
長期貸付金	6
保証預け金	166
長期前払費用	0
リース投資資産	72
繰延税金資産	62
その他	6
貸倒引当金	△0
資産合計	35,793

科 目	当事業年度末 2021年3月31日現在
負債の部	
流動負債	2,946
買掛金	2,162
リース債務	4
未払金	19
未払法人税等	199
未払消費税等	28
未払費用	255
預り金	15
賞与引当金	236
役員賞与引当金	12
その他	11
固定負債	384
退職給付引当金	1
リース債務	8
預り保証金	372
その他	1
負債合計	3,331
純資産の部	
株主資本	32,316
資本金	4,449
資本剰余金	5,378
資本準備金	5,376
その他資本剰余金	2
利益剰余金	22,588
利益準備金	304
その他利益剰余金	22,284
別途積立金	11,830
繰越利益剰余金	10,454
自己株式	△100
評価・換算差額等	145
その他有価証券評価差額金	145
純資産合計	32,462
負債及び純資産合計	35,793

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

[単位：百万円]

	当事業年度 2020年 4月 1 日から 2021年 3月 31日まで
売上高	12,384
売上原価	8,186
売上総利益	4,197
販売費及び一般管理費	3,395
営業利益	802
営業外収益	207
受取利息及び配当金	92
投資有価証券売却益	36
業務受託料	25
デリバティブ評価益	18
その他	34
営業外費用	3
支払利息	0
投資有価証券売却損	2
為替差損	0
その他	0
経常利益	1,007
特別利益	135
関係会社株式売却益	135
特別損失	112
固定資産売却損	0
固定資産処分損	0
投資有価証券評価損	11
関係会社株式評価損	99
税引前当期純利益	1,030
法人税、住民税及び事業税	285
法人税等調整額	36
当期純利益	707

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

日水製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 永澤 宏一 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小宮 正俊 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日水製薬株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日水製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

日水製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 永澤 宏一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小宮 正俊 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日水製薬株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針及び計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- また、子会社については、子会社の代表取締役や当社の子会社担当取締役と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、その職務の執行状況並びに事業について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。
- ⑤ なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行に伴い、当初計画した監査計画について一部計画の変更が生じましたが、方針通りの監査を実施いたしました。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

日水製薬株式会社	監査役会	
常勤監査役	土 岐 和 平	㊞
社外監査役	田 山 毅	㊞
社外監査役	斎 藤 仁	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会当日のお土産はございません。何とぞご了承ください。

会 場

東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋 2階 コンベンションホールAB
TEL : 03-3275-2090



グーグルマップ



GPSをオンにすると現在地が表示されます。

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまにおかれましては、可能な限り、書面による議決権行使をお願い申し上げます。

交通のご案内

- ① 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅 B9出口直結
- ② 東京メトロ半蔵門線「三越前」駅 B5出口より徒歩3分
- ③ JR線「東京」駅 日本橋口より徒歩5分
- ④ JR線「東京」駅 八重洲中央口より徒歩10分

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日
定時株主総会	事業年度終了後から3ヵ月以内
定時株主総会基準日	3月31日
期末配当基準日	3月31日
中間配当基準日	9月30日
単元株式数	100株
公告方法	電子公告（URL https://www.nissui-pharm.co.jp ） ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

お取扱窓口……………証券会社等に口座をお持ちの場合、住所変更や買取請求等株主様の各種お手続きは、原則として口座を開設されている証券会社等経由で行っていただくこととなりますので、ご利用の証券会社等へご連絡をお願いいたします。
証券会社等に口座をお持ちでない場合（特別口座の場合）、下記のお取扱店にてお取次ぎいたします。
なお、支払明細の発行に関するお手続きにつきましては、三井住友信託銀行の下記連絡先にお問合せください。

お問合せ先……………〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行 証券代行部
フリーダイヤル 0120-782-031（土・日・祝日を除く9：00～17：00）

お取扱店……………三井住友信託銀行 本店および全国各支店

未払配当金のお支払い……三井住友信託銀行 本店および全国各支店

●単元未満株式の買増しのご案内

当社は単元未満株式の買増制度を採用しておりますので、単元未満株式をご所有の株主さまは1単元（100株）となるまでお買い増しいただくことができます。買増しのお手続きについては、口座をお持ちの証券会社（特別口座の場合は三井住友信託銀行株式会社）にお問い合わせください。



日水製薬株式会社

お問合せ先 〒110-8736 東京都台東区上野三丁目24番6号
TEL：03(5846)5611(代表) FAX：03(5846)5619
URL：https://www.nissui-pharm.co.jp

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



株主優待制度は廃止いたしました。
優待品および優待のご案内は同封し
ておりません。